

第2回会合における 事後質問への回答

令和6年4月24日
事務局

問 NTTは、積極的に受け入れるべき投資も制限されてしまうことを理由に、NTT法の総量規制の廃止を提案されているが、あわせて、個別投資審査の強化も提案されている（資料2-2 11～12頁）。つまり、単にNTT法の総量規制を廃止するだけでは、本来排除すべきであるにもかかわらず、排除できない投資が発生してしまうというリスクを認識されていると理解した。具体的にどのような投資ないしリスクが、現在の個別投資審査の制度・運用では排除できず、個別投資審査の強化により排除されるべきと認識されているか。お考えがあれば、今後、具体的に議論するために伺いたい。

(NTT回答)

- ・ 外資規制については、懸念国や懸念企業からの不適切な影響の排除という観点において、外為法や様々な規制によるセーフガードが整備・運用されており※¹、外部からの不適切な影響に対する概ねのリスクを回避できる制度が既に導入されているものと認識している。
- ・ しかし、近年、地政学的な状況は一変しており、情報通信の経済安全保障上の懸念が大幅に高まっている。とりわけ、通信事業者はその重要性から様々な脅威にさらされてきた。具体的には、海外会社による通信会社の買収（例：中国企業による2021年の南太平洋の通信会社の買収検討事例※²）、諜報工作による通信ネットワーク関連情報の窃取（例：2020年のソフトバンクの事例※³）、武力侵攻による通信ネットワークの物理的掌握（例：2022年以降のウクライナ侵攻の事例※⁴）等の事例が現実に起きている。
- ・ このような状況に対し、米英において通信を含む指定業種へのすべての投資（下限無し）に対して審査可能とし、また米国EU貿易技術評議会（TTC）において投資に対して開かれた状態を維持しつつ個別の投資審査を重視していくことを表明する等、欧米主要国では通信を含む重要産業に対する個別投資審査を強化する流れである。
- ・ これらに鑑みると、安全保障上、極めて重要な設備および情報を保有する主要通信事業者に対しては、個別投資審査の強化による外部からの不適切な影響の排除について更なる検討が必要と考える。
- ・ 現行の個別投資審査で排除できないリスクとしては、例えば、懸念国の影響を受けた投資家が審査なしに過大な議決権を取得し得るリスクや、懸念国の影響を受けている事実を見極められないために不適切な投資を排除できないリスク等があげられる。
- ・ この点に関し、2021年3月に発表された楽天によるテンセントグループに対する第三者割当（3.65%）は、テンセントグループとの関係強化を企図したものであるが※⁵、『純投資』と位置づけることにより、外為法の免除要件を満たしたため、事前審査の対象とならなかった認識である。本案件の懸念有無に関して弊社は言及する立場にないが、安全保障上の理由から他国で取引禁止となった企業※⁶についても、事前審査の網に掛からないことが、制度にリスクを内包していることを示している。
- ・ これらリスクはNTTのみならず、主要通信事業者に対する対内直接投資のリスクであるため、規制強化による対処が必要なリスクか否かを検討した上で、必要なものは個別投資審査を強化していくべきだと考える。

(NTT回答 (続き))

※ 1 : 外為法等によるセーフガードの例

▶ 現在の外為法の個別審査 :

- ・ 1%以上の株式取得時の事前届出。ただし、上乗せ基準をクリアすれば10%まで事前届出を免除
- ・ 事前届出免除の場合の事後報告と、結果違反事例が生じた場合の株式売却命令
- ・ 役員への就任及び指定業種に属する事業の譲渡・廃止に関する株主総会での同意について事前届出
- ・ 審査対象でない者が対内直接投資を行う場合でも、外国投資家のために投資を行う場合は外国投資家とみなして届出対象とすることが可能

▶ 金融商品取引法による公開買付制度

- ・ 市場外取引で多数の者から5%超を取得する場合や議決権の1/3超を取得する場合には公開買付を義務づけ
- ・ 近年の市場内取引等を通じた非友好的買収事例の増加という事情を踏まえ、立会内取引も公開買付制度の対象とし、また公開買付を行う議決権比率を1/3超から30%超へ引き下げる金融商品取引法の改正案が本国会に上程。

※ 2 : チャイナモバイルが南太平洋の通信企業『デジセル・パシフィック』の買収を検討。豪政府は自国通信大手テルストラと組んで同社を買収し、チャイナモバイルによる買収を阻止。

※ 3 : ソフトバンク社の従業員が、ロシアの情報機関員によってエージェントに仕立て上げられ、無線の基地局の情報をロシアが不正に領得

※ 4 : ロシア軍がウクライナの通信事業者（ウクルテレコム等）の施設に武力侵入し、従業員に対して、ネットワークインフラの詳細技術情報の提供、社内ネットワークへの侵入・制御方法の提供、クリミア経由への通信ネットワーク接続変更等を強要

※ 5 : 楽天ニュースリリース（2021/3/12）から抜粋：『先進的なテクノロジーを有するテンセントグループとの協業を通じたサービスの充実を目指し、テンセントグループとの関係強化を図ることは、当社グループの競争力と機動力の向上につながるものと判断し、当社がテンセントグループに対して本第三者割当を行うことに合意』

https://corp.rakuten.co.jp/news/press/2021/0312_01.html

※ 6 : テンセントに対する各国の対応（WeChatはテンセントが提供するアプリケーション）

- ・ 米国：2020年8月、安全保障上の理由から、大統領令により、WeChatが米国内で使用禁止とされた（2021年6月、政権交代後に大統領令は撤回）
- ・ 加国：2023年10月、政府端末でのWeChat利用を禁止。
- ・ 豪州：2018年、国防省職員のWeChat利用を禁止。

経済安全保障ワーキンググループ（第2回）
令和6年3月12日（火） NTT発表資料（抜粋）



今後の外資規制の在り方について（3/3）

<総量規制に関するNTTの考えと見直しの方向性>

- 電気通信事業における総量規制は、GATS（WTO協定）の主旨も踏まえて世界的に廃止するのが原則であり、日本ではNTTへの総量規制のみ例外として留保されている。
➡しかし、留保された項目も漸進的に自由化すべきであり、定期的に交渉を行うこととされている
(GATS第四部第十九条)
- 加えて、その後の通信市場・技術の進展に伴い、通信手段はかつての固定電話独占からモバイルやインターネット中心へとシフトし、安全保障上、電柱・管路等の線路敷設基盤のみならず、データやモバイルの設備情報も重要な対象物となっていることから、NTTのみを特別に規制する合理性は失われている。
- また、総量規制は日本として積極的に受け入れるべき投資も含めて制限してしまう仕組みであり、NTTに対するマーケットから見た魅力が毀損されるもの（議決権を有する株式と有しない株式が発生し得るため不平等）。
- 以上を踏まえ、近年の情報通信の経済安全保障上の懸念の高まりに鑑み、主要通信事業者を対象に、懸念国や懸念企業の支配力強化を排除する個別の投資審査強化を検討すべき。
- なお、仮に経済安全保障政策上、総量規制を残すことが必要ということになれば、国際的な枠組みに配慮しつつ、主要通信事業者全体を対象とする法律で実現できる内容を検討すべき。

経済安全保障ワーキンググループ (第2回)
令和6年3月12日 (火) NTT発表資料 (抜粋)

外資規制の補強案 (例)



主要通信事業者に対する外資規制の具体的な補強手段としては、例えば以下が考えられるのではないかと。

規制体系例 (例①と②を組み合わせる案も考えられる)

- 例①** : 外為法の対内投資規制における『コア業種』の内、他業種への影響も含めた重要な情報を有している主要通信事業者 (例えば、モバイル含めた新たな枠組においてユニバーサルサービスを担う会社) および同事業者を実質支配している事業者については『コアofコア企業』と位置付けて、上乘せ基準に基づく事前届出免除 (1~10%) を撤廃。
- 例②** : 外為法の運用にて、主要通信事業者に対し、外資総量が一定以上となる場合、厳しい投資スクリーニングを実施。
- 例③** : 電気通信事業法において、主要通信事業者に対し、外資総量が一定以上となる場合、安全保障上の懸念が無いか等の公益審査を実施 (cf. 米国 通信法で同様の制度有り) 。